◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３３３号（H28. 1. 16）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝７件（１月８日～１月１５日分）
（１）貸切バスの死傷事故
（２）貸切バスの転落事故①
（３）貸切バスの転落事故②
（４）法人タクシーの死傷事故①
（５）法人タクシーの死傷事故②
（６）法人タクシーの健康起因事故
（７）トラックの衝突事故
２．貸切バスの安全確保の徹底について【新着情報】
３．バスの車両火災事故防止の徹底について
４．事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について
５．自動車事故防止セミナーを開催します！（東北運輸局発）
６．インバウンド貸切バス事業者に対する監査を集中的に実施します！
７．降積雪期における輸送の安全確保の徹底について
８．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
９．運行管理者資格者証の交付等で提出される「住民票の写し」について
１０．後退時等の安全確保の徹底について
１１．事業用自動車の安全確保の徹底について
１２．ＳＡＳ対策マニュアルを改訂しました！
１３．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
１４．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
１５．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１６．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

１月８日（金）午後１時５０分頃、京都府の府道において、大阪府に営業所を置く貸切バスが乗客２５名を乗せて運行中、自転車と接触した。
この事故により、自転車利用者が死亡した。
事故は、バスが自転車を追い越そうとしたところ、自転車がハンドルを取られて転倒したため、バスは避けられず接触した模様。

（２）貸切バスの転落事故①
１月９日（土）午前１０時頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客７名を乗せて運行中、凍結していた道路の右カーブでスリップし、左路外に転落した。
この事故により、乗客７名が軽傷を負った。

（３）貸切バスの転落事故②
１月１５日（金）午前１時５９分頃、長野県の国道において、東京都に営業所を置く貸切バスが乗客３９名を乗せて運行中、対向車線をはみ出して崖下に転落した。
この事故により、運転者、乗員１名及び乗客１２名が死亡し、乗客２７名が負傷した。（１５日午後１７時現在）

（４）法人タクシーの死傷事故①
１月８日（金）午後１１時５７分頃、長崎県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で回送中、道路を横断していた歩行者１名をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
タクシーは中央分離帯から飛び出してきた歩行者に気付くのが遅れ、はねた模様。
なお、事故現場付近には横断歩道はなく、歩道橋が設置されていた。

（５）法人タクシーの死傷事故②
１月９日（土）午後５時３０分頃、兵庫県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客２名を乗せて運行中、道路を横断していた歩行者１名をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故は、信号機や横断歩道のない交差点において、タクシーが走行中、横断していた歩行者に気付かず、はねた模様。

（６）法人タクシーの健康起因事故
１月１３日（木）午前９時３０分頃、岡山県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、赤信号で停止していたところ、運転者が心臓発作を起こしたとこから踏んでいたブレーキペダルが緩み、前方で停止していた車両に追突した。
この事故により、タクシーの運転者は病院に搬送されたが死亡した。

追突された車両の乗員２名に負傷はなし。

（７）トラックの衝突事故
１月１２日（火）午前０時４１分頃、東京都の高速道路において、奈良県に営業所を置くトラックが、前方の乗用車に追突し、他のトラック３台と乗用車１台の、合わせて６台が関係する多重衝突が発生した。
この事故により、追突したトラックの運転者及び最初に追突された乗用車の運転者が死亡し、関係車両の乗員３名が軽傷を負った。

上記７件の死傷者数計：死亡２０名、負傷３７名（速報値）

◇◇◇

上記の内容は、平成２８年１月１５日付け、国自安第２３９号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

○バスのフレームを錆から守る整備術
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/index.html
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150223_ForUserBusUnderFloorMaintenace.pdf

◇◇◇

送等に関する安全総点検」の開始日をキックオフとして、主にインバウンド輸送を行う貸切バス事業者をターゲットとした集中監査を実施するよう、各地方運輸局等に対して指示を行いました。

１．集中監査期間
　平成２７年１２月１０日から平成２８年２月１０日

２．対象事業者
　主にインバウンド輸送を行う、一般貸切旅客自動車運送事業者

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000217.html

◇◇◇

上記の内容は、平成２７年１１月２６日付け、国自安第１６３号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

は個人番号を判読・復元できない状態にしたものを提出されますようお願い致します。

◇◇◇

イクロで９件（対前年比１件増）、普通乗用（タクシー等）で３０件（同１１件増）、貨物で２１６件（同１４件減）となっております。
このような重大事故は、自動車運送事業者の最大の使命である輸送の安全を脅かし、結果、国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。
国土交通省においては、「事業用自動車総合安全プラン２００９」に掲げられた目標（平成３０年までに、年間死者数２５０人以下、年間事故件数３万件以下）を達成するため、各種施策を実施しているところでありますが、運送事業関係者の皆様におかれましても、引き続き、運行管理の確実な実施、社内の安全意識の徹底等あらゆる施策を通じ、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すよう、お願い致します。

上記の内容は、平成２７年１０月６日付け、国自安第１３０号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。
運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000210.html

◇◇◇

H27.4.30、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等に対して、『自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について』を通達しましたので、お知らせします。

通達の概要は以下のとおりですので、ご承知おきください。

自動車の定期交換部品は、自動車製作者等が道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「車両法」という。）第５７条の２の規定に基づき、通常の点検ではその後の安全性を確保しうる期間を予想しにくい部品等について、その品目及び標準的な交換時期を明示して、自動車使用者に対し一定の期間ごとに交換することを推奨しているものです。
また、自動車使用者は、車両法第４７条の規定に基づき、自動車製作者等が提供する定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務があります。
今般、４月１６日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成２７年改善対策届出番号４７０）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000116.html

◇◇◇

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆